令和３年度　第７回　千葉市バリアフリー基本構想推進協議会　議事録

1　日　　時　令和４年２月１日（火）　10:00～12:00

2　場　　所　千葉中央コミュニティセンター　10 階　101 会議室

3　出 席 者

≪委員≫１９名（代理出席６名）　（※下線はＷＥＢ参加者）

対面参加：藤井敬宏会長、岩井阿礼副会長、松野由希委員、髙梨園子委員、大石千惠委員、
大里千春委員、國田政教委員、大川敦委員、伊藤隆広委員、小川良一委員、
中村元委員、相原隆委員、落合真奈美委員、小林善宏委員、鳴沢晴美委員、
見原可奈子委員、浜田恒明委員、水間明宏委員、青木俊委員
（代理出席：吉野博一様、桐谷善文様、増田裕揮様、太田良照寿様、
平山晋市課長補佐、植木崇夫課長）
（欠席者：名取信子委員、成田斉委員、常住昭嘉委員、佐谷祥一委員、
菰田成彦委員、植竹昌人委員、秋幡浩明委員、佐藤ひとみ委員、
石橋徹委員）

≪事務局≫４名

交通政策課　大木戸課長、勝地主査、矢吹主任技師、矢野技師

≪傍聴≫０名

4　議事次第

1　開会

2　報告事項

（1）地区ワーキンググループ･事業者ワーキンググループ 合同意見交換会 実施報告について

3　議題

・第１号　地区別バリアフリー基本構想（JR/京成稲毛地区）（案）について

・第２号　次年度以降の進め方について（千葉都心地区）

4　その他

5　閉会

5　配付資料

・次第

・協議会委員名簿

・座席表

・資料１　地区ワーキンググループ・事業者ワーキンググループ 合同意見交換会 実施報告

・資料２　地区別バリアフリー基本構想（JR/京成稲毛地区）（案）

・資料３　地区別バリアフリー基本構想（JR/京成稲毛地区）策定・公表スケジュール

・資料４　次年度以降の進め方について（千葉都心地区）

・参考資料１　特定事業計画のイメージ

6　議事の概要

(1) 報告事項

地区ワーキンググループ・事業者ワーキンググループ合同意見交換会の実施報告について、事務局から説明。

(2) 議題

以下の議題について事務局から説明し、どちらも了承された。

・議題第１号　　地区別バリアフリー基本構想（ＪＲ/京成稲毛地区）（案）について

・議題第２号　　次年度以降の進め方について（千葉都心地区）

(3) その他

一部委員より、今後のバリアフリーに関する取組みについて意見等あり。

＜会議録＞

１　開会

【事務局】

定刻となりましたので、これより「第７回千葉市バリアフリー基本構想推進協議会」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます、交通政策課の勝地でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元に配布してございます資料の確認をさせていただきます。

・次第
・委員名簿
・座席表
・資料１　地区ワーキンググループ・事業者ワーキンググループ 合同意見交換会　実施報告
・資料２　地区別バリアフリー基本構想（JR/京成稲毛地区）（案）
・資料３　地区別バリアフリー基本構想（JR/京成稲毛地区）策定・公表スケジュール
・資料４　次年度以降の進め方について（千葉都心地区）
・参考資料１　特定事業計画のイメージ

でございます。

なお、事前に送付しておりました配布資料に、一部差し替えがございます。

会場につきましては、机上にA4表裏で１枚配布しております。

こちらを、「資料２　地区別バリアフリー基本構想（JR/京成稲毛地区）（案）」の53・54ページと、差し替えをお願いいたします。

WEB出席の方におかれましては、恐れ入りますが、先日お送りしたデータをご参照ください。

配付漏れはございませんでしょうか。

本日は、委員28名中、委員19名、代理出席者6名の出席を頂いており、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会設置条例第７条第２項に規定された半数以上の委員の出席でございますことから、本会議は成立していることをご報告申し上げます。

また、議事の公開につきましては、「千葉市バリアフリー基本構想推進協議会議事運営要綱」により公開することとなっております。本日傍聴者は０名となっております。

続きまして、当協議会の会長である日本大学理工学部 教授 藤井敬宏様よりご挨拶を頂戴します。

【藤井会長】

皆様おはようございます。WEB でご参加の委員もいらっしゃるので座ったままで失礼いたします。オミクロン株の拡大ということで、半数の委員はWEB でご参加頂いております。バリアフリー基本構想の策定するに当たりましても、このコロナの影響を受け、厳しい状況ではありましたが、多くの当事者の方々に、まち歩き点検にご参加いただくことができていたかと思います。どのような声をこの構想に盛り込んでいくのかという難しい状況ではございましたが、今回、全体像がまとまりました。

これからスタートしていく方向性を皆様にご確認いただき、さらに計画を作っただけでなく、

次のプロセスとして、どのように展開していくのか、各委員の皆様にご意見をいただきながら、この方向性で間違いがないかなど確認していきたいと思います。

今日はお諮りいただくということで、挙手という形を取りますので、手を挙げていただくか、WEB 参加の方は挙手又はリアクションボタンを押していただく形をとりたいと思います。

人数確認などで少しお時間を要するとか、手間をお掛けすることもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、代理出席の方をご紹介いたします。

・千葉市老人クラブ連合会 名取信子様でございますが、欠席とのご連絡を受けており、本日は代理で事務局長 吉野博一様でございます。
・国土交通省千葉国道事務所 交通対策課長 佐谷祥一様でございますが、欠席とのご連絡を受けており、本日は代理で 桐谷善文様でございます。(WEB 出席)
・千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課長 菰田成彦様でございますが、欠席とのご連絡を受けており、本日は代理で増田裕揮様でございます。(WEB 出席)
・千葉県警察本部交通部交通規制課長 植竹昌人様でございますが、欠席とのご連絡を受けており、本日は代理で 太田良照寿様でございます。(WEB 出席)
・千葉市都市局公園緑地部長 石橋 徹でございますが、欠席とのご連絡を受けており、本日は代理で 公園管理課 課長 植木崇夫でございます。
・千葉市財政局資産経営部長 秋幡浩明でございますが、欠席とのご連絡を受けており、本日は代理で 資産経営課 課長補佐 平山晋市でございます。

それでは、これからの議事進行につきましては、藤井会長にお願い致します。

藤井会長、よろしくお願いいたします。

2 報告事項

【藤井会長】

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。

『報告事項（１）地区ワーキンググループ・事業者ワーキンググループ 合同意見交換会 実施報告』について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

お手元の資料１をご覧ください。

こちらは、“JR/京成稲毛地区”内のまち歩き点検ワークショップへご参加頂いた市民の方、及び施設設置管理者等の一部の事業者の方にお集まりいただき、昨年 12 月に開催いたしました地区ワーキンググループ・事業者ワーキンググループ 合同意見交換会の実施報告について、ご説明させて頂くものです。

１ページをご覧ください。

①開催の目的ですが、地区別バリアフリー基本構想の策定にあたり、昨年７月に開催しましたまち歩き点検ワークショップでの意見を踏まえ、事業者である各施設設置管理者の皆様に特定事業として掲載する対応方針をご検討いただき、その内容についての意見交換会を行うことで、利用者と事業者との相互理解の促進を図るものでございます。

②開催概要ですが、開催日時は昨年の 12 月 9 日、開催場所は稲毛区役所、③参加者ですが、

表１の通り、まち歩き点検ワークショップへご参加頂いた市民の方と事業者の方、44 名にご参加いただきました。

続きまして、２ページをご覧ください。

④意見概要ですが、意見交換会における主な意見を、“公共交通”、“建築物”、“都市公園”の項目別に、市民意見とそれに対する事業者見解、それぞれの概要をまとめたものとなります。

なお、ここにお示ししている意見概要は、JR/京成稲毛地区の生活関連施設の全てに該当するものではないことを、補足させていただきます。

それでは、具体的な意見のいくつかをご説明いたします。

まず“公共交通”の項目についてです。「人的対応・心のバリアフリー」についてですが、公共交通事業者側で計画的に実施されている研修内容に対する市民からの質問等に対し、事業者からは車椅子使用者への対応研修、知的障害者への対応も含めた研修の実施や、障害者の方をお呼びして講演会を開催する等の取組を行っているほか、障害者雇用を進め、その方々と関わり合いながら研修を実施したり、駅社員のサービス介助士資格の所得推進を図るなど、サービスの向上にも取り組まれているとのことでした。

また、「案内設備」についてですが、聴覚障害者の方への対応として、無人駅は、困ったときにインターホンなどの音声のみでは対応が難しいとの市民意見がありました。“JR/京成稲毛地区”内においては、モノレール穴川駅が無人駅ですが、千葉都市モノレールへ事前に連絡をもらえれば、駅社員が無人駅へ出向いて対応することができる旨のご説明がありました。

次に、“建築物”の項目で、「トイレ・階段」についてですが、トイレの非常用ボタンが小さくわかりにくいため押しボタンを間違えてしまう、外階段が広く、中央のみに手すりがあるが、両サイドに手摺りがあるとよいなどの市民意見がありました。これに対し、事業者からは、今後の改修の中で検討していくなどの説明がございました。

最後に、“都市公園”の項目で、「トイレ」についてですが、キレイなトイレがあるかどうかが公園に行くポイントになるため、公園のトイレは重要であり、稲毛公園のトイレが綺麗になる話がありうれしいと思ったとの意見がございました。

ハード面及びソフト面の具体的なバリアフリー事業である特定事業を検討する上で、地区の課題とともに、利用者の視点から見た“市民の思い”と、施設設置管理者の視点である“事業者の考え”という、立場の異なる両者の考えを共有し、意見交換を行えたことは、事務局といたしましても、相互理解を深め合うという意味において、非常に有意義な時間であったと考えており、来年度以降の他地区での取組の参考にするとともに、引き続き、相互理解の場として、垣根のない仕組みをフォローしていく必要性を感じた次第です。

以上が、報告事項「地区ワーキンググループ・事業者ワーキンググループ　合同意見交換会実施報告」についてのご説明となります。

【藤井会長】

只今の報告についてご意見がありましたら発言をお願いします。

【大石委員】

大石です。全ての障害の代表として参加しています。コミュニケーションについて、無人駅での対応についてはこれから検討することと思います。あらかじめ伝えてあれば駅係員が対応するとのことですが、あらかじめ想定できる場合は良いですが、緊急の場合は一般の人も障害者も困ると思います。とくに助けを呼ぶことの難しい障害者にとっては問題が大きいので、一

定の場所に緊急用のボタンを付けてほしいと思います。これからは緊急事態を想定に入れて検討していただきたいです。

【藤井会長】

改めてご意見として承って検討いただきたいと思います。

【小林委員】

建築物のトイレ・階段について、エスカレーターを使用する高齢者は多いです。意見交換会でエスカレーターの安全な利用について意見がなかったか教えてください。

【事務局】

意見交換会では、建築物についてエスカレーターについての意見は出ませんでした。

トイレ等についての意見が出されました。

【小林委員】

エスカレーターは JR をはじめ各鉄道会社で駆け上がりなどをやめてくださいと周知していますが、なかなかなくなりません。エレベーターではなくエスカレーターを利用する高齢者は多いので、エスカレーターの利用についてもバリアフリーの視点から検討する必要があると思います。

【藤井会長】

ご意見として承るということで宜しいですか。

【小林委員】

はい。

【藤井会長】

それでは議題に進みます。基本構想案について事務局よりご説明をお願いします。

【事務局】

お手元の資料２をご覧ください。

前回、8 月 27 日に開催しました第６回千葉市バリアフリー基本構想推進協議会において、骨子案をお示ししましたが、先ほど、ご報告させていただきました合同意見交換会などを踏まえ、「地区別バリアフリー基本構想（JR/京成稲毛地区）（案)」として、お諮りするものでございます。

では、ページをおめくりいただきまして、目次をご覧ください。

『第１章 地区別バリアフリー基本構想策定にあたって』

『第２章 バリアフリー化に向けた基本的な方針』

『第３章 重点整備地区の設定』

『第４章 移動等円滑化に関する事項』

こちらの各章につきましては、前回の協議会にてご承認いただいており、今回、内容の変更はしておりませんが、一部の表記、例えば、「稲毛地区」のように省略していた部分を「JR/京成稲毛地区」のように正式な名称にするなどの修正を行っております。

この修正等に関しては、本日、個々の説明は省略させていただきます。なお、『第１章 1.3 検討の進め方 (3)市民参加による検討の概要』の最後の部分、ページ番号で言うと、９～10 ページには、先ほど報告事項としてご説明しました合同意見交換会の状況を追加しておりますが、内容は資料１同じ内容となっておりますので、こちらの説明も省略させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、目次の２枚目をお願いします。

前回の骨子案から追加しました『第５章　JR/京成稲毛地区における特定事業』及び『第６章　基本構想の実現に向けて』になります。

それでは、まず、『第５章　JR/京成稲毛地区における特定事業』について、ご説明いたします。34 ページをご覧ください。

特定事業については、バリアフリー法に規定される特定事業のうち、地区の実情を踏まえて設定することとしており、JR/京成稲毛地区では６つの特定事業を位置付けております。

ここでは、それぞれの特定事業の主な内容を例としてあげております。

具体的に申し上げますと、

「公共交通特定事業」では、可動式ホーム柵や案内設備等　鉄軌道駅のバリアフリー設備、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入など、

「道路特定事業」は、視覚障害者誘導用ブロックの設置、歩道の段差解消など、

「建築物特定事業」は、建築物内のエレベーター設置等による段差解消、トイレのバリアフリー化など、

「都市公園特定事業」は、園路の段差解消やトイレのバリアフリー化など、

「交通安全特定事業」は、音響式信号をはじめとするバリアフリー化のために必要な信号機や、道路標識又は道路標示の設置など、

最後に、「教育啓発特定事業」は、小中学校におけるバリアフリーに関する教育や、障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会などを、それぞれ定めるものです。

これら、６つの特定事業の事業毎の詳細については、次ページ以降にお示ししております。

35 ページをご覧ください。

まず、各特定事業の整理表の構成ですが、具体的なバリアフリー整備等を行う“項目”、そして、項目ごとの“事業内容”と“実施時期”を掲載しております。

“実施時期”につきましては、ページ上部に凡例として示しております通り、「バリアフリーマスタープラン」の中間評価の実施予定年度である令和７年度（2025 年度）までを【短期】、その翌年度から「バリアフリーマスタープラン」及び「地区別バリアフリー基本構想」の計画期間の最終年度である令和 12 年度（2030 年度）までを【中期】、令和 13 年度（2031 年度）以降を【長期】として区分しており、整理表では、実施時期がわかるよう、該当部分をマーキングしております。

また、継続的に実施していく事業に関しては、短期・中期・長期にまたがるように【矢印にて表示】をし、「継続」などの説明文書を書き加えております。

時間の関係で、全ての特定事業をご説明することはできませんので、各項目で、どのような事業内容が定められているか、掻い摘んでご説明させていただきます。

なお、今回、各施設設置管理者様のご協力により、人的対応・心のバリアフリーの項目につきましては、すべての特定事業に一定の内容を定めていただいております。

施設の状況や特性などにより位置付けている内容は異なりますが、人的サービスが必要な方への職員等のサポート、筆談用具やコミュニケーションツールなどの備え付け、様々な研修の実施、普及啓発への尽力などを継続的に実施する旨、位置付けられておりますので、この項目については、個別の説明は省略させていただきます。

では、各特定事業のうち、まず、「公共交通特定事業」についてです。

35 ページ“JR 稲毛駅”では、短期・中期・長期にまたがる内容として「可動式ホーム柵の設

置に向けた国・自治体との協議を進め、安全対策を実施」する旨、位置付けられております。

36 ページ“京成稲毛駅”では、「ホームの幅員が狭い箇所には、車椅子使用者や視覚障害者に配慮した注意喚起対策を実施」することや、案内設備として「行先表示設備の設置」などを、短期の期間中に実施するとして位置付けられております。

37 ページ“モノレール穴川駅”では、短期・中期・長期にまたがる内容として「内方線付点状ブロックは他の未設置駅を含め計画的な改修を検討」することや、中期の期間中に、「トイレをバリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）」に基づき整備」することなどが位置付けられております。

38 ページ“バス”に関しては、継続的に実施するものとして、「ノンステップバスやワンステップバス等、誰にでも乗り降りしやすいバス車両の普及を促進」することなどが、また、“タクシー”に関しては、継続的に実施するものとして、「ユニバーサルデザインタクシー等、誰にでも乗り降りしやすいタクシー車両の導入促進」が位置付けられております。

次に、「道路特定事業」について、39 ページにまとめております。

「歩道の段差の解消（歩行路面の平坦性確保）」について、短期の期間中に実施するとして位置づけたほか、中期までに実施するとして、「視覚障害者誘導用ブロックを黄色で統一し、連続的に設置」することや、「ベンチの設置」など、また、継続的に実施するものとして、「バリアフリー整備の維持及び向上」などが位置付けられております。

次に、「都市公園特定事業」について、40 ページにまとめております。

「主要な園路は、車椅子使用者等が通るのに十分な通路幅を確保し、滑りにくいコンクリート舗装又はアスファルト舗装の路面にて整備」することや、「既存和式トイレを洋式に更新など、共通の配慮事項を考慮したトイレのバリアフリー化を実施」することなどが、短期の期間中に実施するとして位置付けられております。

次に、「建築物特定事業」についてです。

建築物特定事業は施設を「公共施設」、「集会施設」、「福祉施設」、「保健施設・病院」、「文化・教養・教育施設」及び「大規模店舗」の６つに分類し、41～54 ページにまとめております。

それでは、６つの施設分類の順に、事業内容をご説明いたします。

まず、「公共施設」です。41 ページ“稲毛区役所”では、今後、短期の期間中に実施予定の「大規模改修工事に合わせ、建築物内通路、上下移動、トイレ、案内設備について、市民意見や共通の配慮事項を踏まえたバリアフリー化を検討」するなどと位置付けられております。

42 ページはどちらも郵便局についてですが、継続的に実施するものとして、上段の“千葉小仲台郵便局”では、「ロビー内の整理整頓やレイアウトなどを見直し、通路スペースを確保」すること、下段の“稲毛駅前郵便局”では、「ATM の出入口が手動であることから、車椅子使用者など人的サービスが必要な方には、郵便局社員が介助するよう配慮」することなどが位置付けられております。

43 ページからは「集会施設」についてです。43 ページ“小中台公民館”では、短期の期間中に実施する内容として、「障害者等用駐車ますに、優先利用の掲示を実施」することや、「自動販売機設置事業者の公募の際、車椅子使用者も利用できる仕様に対応した機器の導入を明記」することなどが位置付けられております。

44 ページ“稲毛公民館”では、短期の期間中に実施する内容として、「道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するため排水用グレーチングの一部に、ゴムマット等を設置」すること

や、「玄関口のスロープ前に、駐車禁止の掲示を実施」することなどが位置付けられております。

45 ページ“穴川コミュニティセンター”では、現在、実施中の「大規模改修工事に合わせ、視覚障害者誘導用ブロック・上下移動・案内設備・トイレ等においては、市民意見や共通の配慮事項を踏まえたバリアフリー化を検討」することなどが位置づけられております。

46 ページからは「福祉施設」についてです。「福祉施設」では継続的に実施するものが多く位置付けられており、46 ページの上段“子育てひろば・いなげ”では、「ベビーカーを置くスペースに関しては、空いているスペースに職員が誘導」すること、46 ページの下段“千葉市あんしんケアセンター小仲台”では、「人的サービスが必要な方が来所した場合、職員による段差の昇降介助を実施」することや、「視覚障害のある方への対応は、訪問対応を積極的に実施」することなど、また、47 ページの上段“千葉市あんしんケアセンター稲毛”では、「人的サービスが必要な方が来所した場合、職員による室内への出入り介助を実施」することが位置づけられております。

47 ページの下段からは「保健施設・病院」についてです。“稲毛病院”では、人的対応・心のバリアフリーについてのソフト面の取組が位置付けられております。48 ページ“稲毛保健福祉センター”では、短期の期間中に「非常事態を聴覚障害者等に知らせることができる簡易取り付け可能なフラッシュライト等の設置を検討」するほか、継続的に実施するものとして、「順番待ちが必要な際は、職員が聴覚障害者や視覚障害者の方を窓口へ案内する対応を実施」することが位置付けられております。

49 ページからは「文化・教養・教育施設」についてです。

49 ページ“稲毛図書館”では、短期の期間中に実施するものとして「貸出し用の車椅子やベビーカー等を設置し、案内表示を実施」することを位置付けたほか、中期の期間中に実施予定の大規模改修時に、「共通の配慮事項を考慮したトイレのバリアフリー化を検討」することなどが位置付けられております。

50 ページ“敬愛大学”では、中期の期間中に「新校舎建設にあわせ行う現校舎リフォーム等により、建築物内通路や上下移動、トイレのバリアフリー化を実施」することなどが位置付けられております。

51 ページ“小中台小学校”では、随時実施する項目として、「必要に応じて、校舎や体育館の各所にスロープ、手すり等を設置」することや、「エレベーターを設置」することなどが位置付けられております。

52 ページからは「大規模店舗」についてです。

52 ページ“マルエツ稲毛店”では、「敷地内通路に通行に支障がある場合は、必要に応じて改修」することや、継続的に「利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう注意喚起等を実施」することなどが位置付けられております。

53 ページ“イオン稲毛店”では、中期の期間に「一般トイレは、和式便器を洋式化（ウォシュレット対応）にするほか、統一されたボタン配置に留意し、使いやすい位置に荷物かけ・荷物台を設置することが位置付けられております。

54 ページ“ペリエ稲毛店”では、短期・中期・長期にまたがる内容として「階段に設けた手すりに、行先の点字表示を検討」することや、「トイレの各種配慮事項を検討」することのほか、トイレに関しては、「短期的には、車いす使用者用トイレ内カーテンの設置を検討」することが位置付けられております。

以上が、建築物特定事業となります。

次に、「交通安全特定事業」についてです。55 ページをご覧ください。

“信号機等”では、別途、事業主体が定める特定事業計画において実施時期を定めるとのことですが、「必要な箇所に、音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応信号機を整備」することや、「道路標識、道路標示の視認性の改善」について、位置付けられております。

最後に、「教育啓発特定事業」についてです。56 ページをご覧ください。

継続的に実施するものとして、「講演会や研修の開催などを通じた多様な人々への理解を広める」取組や、「学校教育や生涯学習を通じて、介助体験やパラスポーツ体験に取り組むなど、あらゆる世代で高齢者や障害者への理解を深め、バリアフリーに対する意識を高める」取組などが位置付けられております。

以上が、『第５章 JR/京成稲毛地区における特定事業』の内容となります。

特定事業の整理につきましては、各施設設置管理者様のご協力のもと、このような具体的なバリアフリー事業としてまとめることができました。

事務局として、手探りの中で調整を進めて参りましたが、各施設設置管理者様のほか、合同意見交換会などにご協力いただきました皆様には、この場をかりて感謝申し上げます。

続いて、57 ページをご覧ください。『第６章 基本構想の実現に向けて』について、ご説明いたします。

この章では、この地区別バリアフリー基本構想に位置づけた特定事業を、効果的に進めるにあたっての考えをまとめております。

「6.1 特定事業計画の作成」として、バリアフリー法で規定されておりますが、特定事業については、事業を位置づけた施設設置管理者等が“特定事業計画”を作成し、事業を進めることとされておりますが、目標年次に向けて事業の進捗管理がしやすいように、施設設置管理者等の計画を市が共通のフォーマットで取りまとめ、共有できるよう配慮したいと考えております。

このフォーマットについては、別途お配りしております参考資料１ 特定事業計画のイメージをご覧ください。

資料の左側、【緑の点線】で囲まれている部分は、“Ｒ４地区別基本構想（JR/京成稲毛地区）で定めた事項”と記載されている通り、本地区別バリアフリー基本構想 第５章で定めた内容を記載する箇所で、基本的に変更はないものと考えております。

資料の右側と下側、【青の点線】で囲まれている部分が“特定事業計画”としてより具体的な実施内容や実施時期などを記載するもので、表の構成は、取組項目ごとに具体的な追加記載をする右側部分と、全体的な追加記載をする下側部分とに分かれます。

取組項目ごとに追加記載する右側部分は大きく３つにわかれており、“①具体的な事業内容”には“場所・規模・数量・方法等”を、“②具体的な実施期間”には時期を年度単位で記載できるようになっており、“③特記事項”には、“実施に向けた課題や現在の状況等”が書き込めるようになっております。

また、全体的な追加記載をする下側部分には、“④特定事業の実施に必要な資金の額及び調達方法”と、“⑤その他”として参考写真等の記載欄を設けております。

なお、本フォーマットはイメージであり、従前の千葉市バリアフリー基本構想に基づいて特定事業計画を策定されている場合などは、従前の特定事業計画の書式をそのままご活用いただいても問題ありません。

この、特定事業計画の公表方法につきましては、資料の下段に記載の通り、本市ホームページへの掲載を考えております。

それでは、資料２の 57 ページにお戻りください。

「6.2 基本構想の段階的かつ継続的な見直し（スパイラルアップ)」についてです。

地区別バリアフリー基本構想及び特定事業計画の策定以降も、市が特定事業計画の内容や進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて本協議会へ報告等を行いたいと考えております。

なお、地区別バリアフリー基本構想の見直しの必要が生じた場合は、バリアフリーマスタープランの中間年度である令和７年度に実施する中間評価にあわせての検討になると考えております。

また、バリアフリーマスタープランの最終年度には、特定事業の進捗状況やバリアフリーをとりまく社会情勢の変化等を踏まえ、内容の見直しや必要に応じ改定を行い、バリアフリー化の継続的な発展を図ってまいります。

58 ページをご覧ください。「6.3 施設設置管理者間の連携」ですが、特定事業を推進していく上で、個々の施設におけるバリアフリー化だけでなく、面的・一体的に移動の連続性を確保することが必要である旨、示しております。

次に「6.4 基本構想策定後の市民参加」ですが、今回の地区別バリアフリー基本構想の策定にあたっては、多様な市民参加の機会を設け、多くの市民意見を頂戴し、合同意見交換会において、市民・施設設置管理者、双方の相互理解が図られるよう取組んでこられたものと考えております。この経験を踏まえ、この基本構想策定以降も、市民参加の機会を探りながら、重点的なバリアフリー化に向けて取り組んでいく旨を示しております。

最後に、「6.5 他地区への基本構想検討モデルの展開」ですが、他地区での地区別バリアフリー基本構想の策定にあたり、本地区別バリアフリー基本構想における検討内容をモデルとし、他地区に展開することで、早期のバリアフリー化の推進を図っていくことをのべております。

以上が資料２についての説明でございました。

引き続き、資料３　地区別バリアフリー基本構想（JR/京成稲毛地区）策定・公表スケジュールをご覧ください。

昨年６月下旬に事業者ワーキンググループとして、事業者向けに“特定事業検討の進め方に関する説明会”の実施したことを皮切りに、７月上旬には地区ワーキンググループとして、市民参加のまち歩き点検ワークショップを実施しております。これらの結果報告と共に、地区別バリアフリー基本構想（骨子案）を８月下旬の第６回協議会にお示ししました。

その後、特定事業の検討にあたって、“書面による事業者との調整”や 12 月上旬の“合同意見交換会”の実施を経て、本日、当協議会において、地区別バリアフリー基本構想（案）をお示ししたところでございます。

この後、委員の皆様にご審議賜り、内容にご承認を頂ければ、本年３月の策定・公表を予定しております。

なお、策定公表後、各施設設置管理者の皆様に作成いただく特定事業計画については、市で取りまとめ、『【仮称】バリアフリー特定事業計画（JR/京成稲毛地区)』として公表し、各々の特定事業計画内容に修正等があった場合は、更新していく形を考えております。

以上で議題第１号「地区別バリアフリー基本構想（JR/京成稲毛地区）（案）について」のご説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

【藤井会長】

基本構想案と今後のスケジュールについて説明をいただきました。ご意見がありましたら発言をお願いします。

【落合委員】

人的対応や心のバリアフリーについて、私は携帯酸素を持って行動しています。通勤などで公共交通を利用する際、ヘルプマークを付けていますが、優先席を譲っていただける機会がとても少ないです。多くの人に届く必要があると実感しています。ホームページは届きにくいと思いますので、定期を利用しているヘビーユーザーである学校や企業で教育啓発が展開されていくように行政から働きかけていただくことは可能でしょうか。

【事務局】

教育啓発特定事業への位置づけについては、教育委員会、小中台小学校と協議調整し、ご尽力いただけるとのことです。通勤客等への啓発については現時点では何ともいえませんが、促進地区への啓発も進めていくにあたり、各施設設置管理者との意見交換を深めていく中でお願いしていく、広く踏み込んでいけるかは難しい面もあるかと思いますが、このような取組を進めることで理解者を増やすことにもつながっていくと考えています。

【落合委員】

私自身は市政だよりを見て公募委員に応募し、このような取組があることを知りました。市民に行き届いていない部分があると思いますので、事業者や市内各学校に広めていただけたら私たちも移動が楽になると思いますので宜しくお願いします。

【藤井会長】

車内でもポスターなどがあり目に触れる機会はできていますが、理解できているか、気付きをどう共有できるかは非常に大事な視点です。ご指摘のように、見かけてもそれが何かわからないと次のステップに進まないと思います。マタニティマークも知られてきていますが、まだ周知徹底は不十分です。関係機関のご協力をいただきながら理解を深めていく必要があります。

モビリティ・マネジメントという言葉もありますが、一貫した教育の中で取り組んでいければよいと思います。スパイラルアップで一歩でも進んでいくために、如何に気づきを深められるか、アイデアをいただければよいかと思います。

【見原委員】

通行の妨げという話がありましたので、自分の感じていることを伝えたいと思います。脳性麻痺で左半身麻痺なため、早い時間に通勤しています。京成八千代台の駅は外国人が多く、ホームに降りる階段で立ち止まってスマホを見たり、集団で話し込んだりして、階段の利用が難しいことがあります。外国人に限らず日本人も老若男女、ホームのエレベーター前で話し込んでいる人もいます。「すみません」と言うのも勇気がいります。そういう経験をしていることを伝えたくてお話ししました。手すりやエレベーターが必要な人がいることをもっと学んでほしいと感じています。

【藤井会長】

このような状況を理解できることがだんだん少なくなってきています。このような移動の問題について、どんどん意見を挙げてもらい、現場に持ち帰って、確認していただきたいと思います。このような話があったということを心に止めていただきたいと思います。外国の方だけの問題ではないですが、慣習などがなかなか通じ合えない部分もあり、それもバリアフリーの

一つの側面だと思います。注意喚起について多様な発信にも留意が必要です。いろんな言語があるのでイラストベースの発信など、工夫を重ねて発信してほしいと思います。

【大石委員】

ユニバーサルデザインタクシーは、どういう利便性があるのでしょうか。ドアがスライドになっているタクシーが増えていますが、座席が高すぎて乗降が難しいと感じています。

【事務局】

ユニバーサルデザインタクシーは車椅子をたたむことなく乗れる車両であり、東京オリパラの際に導入が進みました。セダンではなく車高が高いタイプです。

ユニバーサルデザインタクシーは、後部座席からスロープが出たり、昇降式で車椅子を載せることができる車両で、市内でも増えてきています。

後部座席に乗る際に普通のセダンタイプより高いので乗りにくいのもあるかもしれません。ステップが出てくる車両もあるので、サイドから乗り降りがしにくいというものではなく、各車両メーカーで工夫していただいているところです。

【藤井会長】

タクシー運転手は乗降介助の研修もしていただいていますので、ご利用の際には、乗降介助もしていただけるので、遠慮なく声をかけていただければよいかと思います。

【小林委員】

人的対応・心のバリアフリーについて、2021 年 8 月 21 日の東京新聞に紹介されている記事を読みます。「バリアフリー化が進まない現状がある。気まぐれな温かい目よりは意識すべきは同じ人間だという 1 点だろう。そういう当たり前の社会が求められている。誰もが不自由なく暮らせる。そういう当たり前の社会が求められていることを、パラリンピックを機に考えたい。」

確かにパラリンピックで意識が変わったと思います。自分でできることは自分でやりたいという人が増えたと思います。健常者と障害者の問題の共有、バリアフリーに取組むときの整合、心のバリアフリーの観点からは考える必要があると思います。

【藤井会長】

ご意見として承るということで宜しいですか。

【髙梨委員】

落合委員からお話があったヘルプマークについて、どういう方が使えるのかという啓発は多いと思います。市政だよりなどにも出ていると思います。席を譲るなどの行動につながってほしい若い方、働く世代などへの啓発が弱いのではないかと思います。私ども商工会議所に所属している会社は 5,000 社ほどあります。活動の中でヘルプマークへの協力についての啓発などもできると感じました。早速、役員会で提案してみたいと思います。出来るところから広げていきたいと思います。

【藤井会長】

こういう声が挙がってくると良いですね。出来ることをできる形でやっていただくのが一番良いかなと思います。

子どもたちは、きちんと教育を受け、小学校４・５年生を中心にやるのですが、それを継続的に進めるべきですが、中学生になると忘れてしまっている。親の世代の役割が大きいですがが、親の世代の教育が進んでいないこともあります。

このような気づきの発信について、市で他地区に展開する上でも重要な視点だと思います。

【見原委員】

私もヘルプマークを付けています。通勤していると門前仲町駅等でもらうことができるので頼まれてもらってくることも多いです。役所やホームページからももらえるようですが、本当に必要なのにもらいに行けない人も多いので、全ての駅とは言わないですが、必要な人がすぐ受け取れるようになるとよいと思っています。

【藤井会長】

今後の展開について検討いただけるとよいと思います。

【事務局】

関係部署と検討したいと思います。

【岩井副会長】

通勤していてコロナの影響を強く感じています。駅員さんなどは全てマスクをしており、聴覚障害者などにはコミュニケーションの支障があります。筆談などもありますが、採算の悪化などで人を減らしている状況もあり影響が出てきていると思います。

技術によって補っていくことも必要だと思います。わたしがマスクを外して話しているように、窓口で、オンラインで口元を見せて対応いただければ、聴覚障害の人が話せたりできてくるのではないかと思います。

コロナが一時的なものであれば話題にすべきかどうかと思いましたが、今後 ICT の活用も視野に入れていくべきと思います。JR では一人駅で休憩時間はコントロールセンターにつながることは現時点でもあると聞いています。もっと広がっていくとよいと思います。

【藤井会長】

生活様式がコロナの影響で変わる中で、移動の仕方も変わってくる。聴覚障害の方は口元が判断しにくくなっていることへの対応が必要だというご意見でしたが、JR さんから何かございますか。

【大川委員】

ご指摘いただいた通り、聴覚障害の方に対して、マスクは感染防止の観点から外すことは現時点ではできないことを理解いただければと思います。ご意見があった通り、社員を一時的に休業させることはしていないが、少子高齢化もあり社員は確実に少なくなっており、少ない人数の中で IT を活用しながら進めていく必要があります。地方では人を置けないことも出てきますので、中央管理でウェブモニターでの会話、サービス提供について、積極的に検討を進めているところです。口元がはっきり見えるように話す必要についてもお知らせいただきましたので、検討していきたいと思います。

【中村委員】

身体障害者相談員研修会の講師として参加しています。参加者の方に対し、基本構想に係る提案制度を紹介させていただいています。千葉市では基本構想に関し住民提案を何件くらい受けているか教えていただきたいと思います。

なお、ユニバーサルデザインタクシーについての話題がありましたが、関東圏内では 14,207 車輌が導入されています。千葉県では 617 車輌、現在走っています。

【事務局】

今現在、住民提案は 0 件です。

【大石委員】

ヘルプマークについて、保健福祉センターなどに行かないといけないと思いますが、モノレール千葉駅でももらうことができます。

私が体験していることでは、乗り口からすぐの優先席の人が、譲ってあげたいけど私も足が悪いのでごめんね、というと、近くの方が気付かずすみません、と言って席を譲ってくれました。それを見ていた運転手さんが、ご協力ありがとうございました、と仰いました。このような和やかなことで、バリアフリーが上手くいくのではないかと思い、お知らせさせていただきました。

【藤井会長】

気持ちがつながっていくことが大事ですね。

【岩井副会長】

発言に拍手をさせていただきました。

【青木委員】

皆さんの意見を伺って、教育啓発特定事業の重要性を感じました。特定事業は、各施設設置管理者が事業主体となって進めていくものですが、教育啓発特定事業だけは、少し毛色が違う事業です。今回、事業主体は千葉市となっていますが、商工会議所でも啓発できますという話をいただきましたし、いろいろなところが事業主体となれると感じていますが、地区別バリアフリー基本構想の中で誰に担い手になってもらうかが難しいところと感じています。

来年度以降、違う地区で作っていく中では教育啓発特定事業の在り方、作り方については色々と検討させていただくべきだと感じました。

【藤井会長】

都市部長が仰っていただけると前に進みそうという感じがしますが、ご指摘いただいたように、地域の生活の視点が学校区を中心としており、災害を含めた多様な観点から情報発信があり、バリアフリーの視点の中で、地域の方、生活者が一緒に使える施設として、学校発信型でも、そこに関わる方からの情報発信でもよいので、行政ができること、個人ができることを繋いでいく仕組みができてくるとよいと思います。まだ具体的な例は少ないので、千葉市モデルとして枠を超えて作り上げていただけるとよいと思います。

【大石委員】

日常生活に関して、稲毛地区内に避難所があるが、避難所への対応はあるのか、防災は別の計画なのか教えていただきたい。また、ハザードマップができているが、点字化は難しいとのことで、知りたければ各区役所で住所を言って、危険性について把握する必要があると会員に伝えています。この計画の中でそのような点は検討されないですか。

【事務局】

市内の避難所は、小中学校か県立高校などが指定されています。

今回、バリアフリーマスタープランでは指定していなかった小中台小学校を重点整備地区の中では、生活関連施設として位置づけ、生活関連経路を設定した背景として、避難所として使われているという側面があります。教育啓発特定事業の設定上も重視されるという点もあり位置づけています。

ハザードマップについて点字で作れるかはこの場では申し上げられないですが、避難所の周知ついては、基本構想内でははっきり示していない状況です。来年度、千葉都心地区で検討するにあたり、公立小中学校も多く、取組みも必要となる中で、避難所についてどう書き込んで

いくかも議論していきたいと思います。

【藤井会長】

今後のプロセスで検討いただくことについてもご意見をいただきました。内容として大きく原案から逸れるものではなく、深めていく意見だったということで、案の一部修正がもしあれば、私と副会長で確認させていただきながら微調整させていただくことでご了承いただきたいと思います。

それでは、ご賛同について挙手でお諮りしたいと思います。

全員賛成ということで、原案のとおりを基本に、一部修正が入りました場合については会長・副会長で確認して進めたいと思います。

次年度以降の進め方について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

お手元の資料４をご覧ください。

今年度は“JR/京成稲毛地区”をモデル地区とし、バリアフリーマスタープランでの検討内容や地区特性を踏まえ、重点整備地区を設定し、まち歩き点検等により得られた各種課題を踏まえて特定事業の設定を行いました。

これらの知見を生かし、次年度以降は、バリアフリーマスタープランでお示ししたように“千葉都心地区”の地区別バリアフリー基本構想の策定を進めていく予定としております。

資料中央に検討フローをお示ししておりますが、基本的に“千葉都心地区”においても、“JR/京成稲毛地区”と同様の流れで進めていく考えでおります。

具体的には、地区別バリアフリー基本構想の範囲等の基本的な考えを整理した上で、地区ワーキンググループによる「まち歩き点検ワークショップ」や事業者ワーキンググループによる「説明会」などを実施した後、両方のワーキンググループの合同意見交換会を行うなどして、相互理解を深め、関係者間で協力・連携しながら、特定事業計画の検討を進めて参りたいと考えております。

また、基本的な考え方の整理や各ワーキンググループの前後など、節目ごとに協議会を開催し、委員の皆様からご意見を頂戴するとともに、“JR/京成稲毛地区”と同様、ワークショップ等の開催時には、適時、委員の皆様にもご協力を願えればと考えております。

２ページをご覧ください。重点整備地区の設定の考え方になります。

“JR/京成稲毛地区”における重点整備地区の設定の考えを踏まえ、“千葉都心地区”における地区設定の考えについて、一覧表でまとめております。

“千葉都心地区”は、“JR/京成稲毛地区”に比べて促進地区の面積が大きく、そのため、生活関連施設数が多く、生活関連経路の延長も長くなっております。

表の一番下をご覧ください。“JR/京成稲毛地区”の生活関連施設は 22 施設、生活関連経路の延長は 約 5,600m であるのに対し、“千葉都心地区”で施設数は 99、延長は 約 25,670m と、どちらも約 4.5 倍となっております。

そのため、“JR/京成稲毛地区”のように、促進地区内の全ての生活関連施設 及び生活関連経路を内包する重点整備地区の設定は、重点的かつ一体的なバリアフリー化を効果的に進めるためには好ましくなく、利用者数の多い鉄道駅周辺など、ある程度の範囲に絞り込んだ地区設定を行う必要があると、事務局としては考えております。

表の上段、「設定の考え方」の欄をご覧ください。

“JR/京成稲毛地区”においては、千葉市立地適正化計画で定めております都市機能誘導区域に加え 鉄軌道駅周辺の生活関連施設を含む範囲を対象としており、その範囲を鉄軌道駅半径1㎞圏内としておりました。

これに対し、“千葉都心地区”においては、地区設定を絞り込むため、鉄軌道駅半径 500m 圏内に設定したいと考えております。

３ページをご覧ください。

こちらは、バリアフリーマスタープランで促進地区として位置づけた“千葉都心地区”の位置や区域などを示した図面をベースに、地区内の主要な鉄道駅の半径 500m 圏域と、その範囲に位置づけられている生活関連施設の数を表したものです。

ここで圏域をお示ししている駅と、圏域内の生活関連施設の数を順に申し上げますと、JR/千葉駅 21 施設、千葉みなと駅 21 施設、東千葉駅７施設、本千葉駅９施設、京成千葉中央駅 22 施設という結果となります。

今年度、モデル地区として取り組んだ“JR/京成稲毛地区”の生活関連施設数が 22 施設であることを考慮すると、今年度の取組で得たノウハウの有効活用、また、重点的かつ一体的なバリアフリー化の効果的な推進のためには、重点整備地区の範囲として、主要駅の半径 500m 圏内を設定し、複数年の時間をかけ、取り組んで参りたいと考えております。

以上で議題第２号「次年度以降の進め方について（千葉都心地区)」についてのご説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【名取委員（代理：吉野委員)】

ちょっと広すぎるのではないでしょうか。まち歩きも大変だと思います。施設数が 20 施設以上の駅とするなど、少し絞り込む考え方もあってよいのではないでしょうか。

【藤井会長】

おそらく単年度でこれを全部やるのは大変だというお声が出てくるかと思います。

規模的には交通結節点という考え方で、千葉都心地区をどう構成するかを事務局案として示したと思いますが、点検する箇所という視点では、事前に事務局で点検した後、絞り込んで皆さんにご負担が掛からないように実施するなどがよいかと考えますが、如何でしょうか。

【事務局】

いただいたご意見のとおり、本千葉、東千葉駅周辺は、周辺施設は少ないので、20 以上の施設がある駅周辺を重点的に考え、駅から腕が伸びるように指定するなどの考え方もあります。皆さんにご協力をいただくこともあるので、20 施設以上の駅を基本にという考え方で検討したいと思います。

【藤井会長】

冒頭で事務局より立地適正化計画での都市機能誘導区域だということで、この辺りを一つのエリアとして捉えたいという考えもあると思うので、そことバリアフリーとの関係性のプライオリティを考えながら、地区の運用のイメージや優先順位を検討いただきたいと思います。

【岩井副会長】

資料２ページの地区設定の考え方について、稲毛パターンの場合は半径１㎞圏域、千葉都心地区では半径 500m 圏域としたとのことでしたが、どういう考え方で設定を変えているのか教えてほしいです。

【事務局】

JR/京成稲毛地区では、バリアフリーマスタープランで生活関連施設を抽出した半径１㎞圏域を対象としました。

千葉都心地区でも同様に適用するという考えもありますが、重点的、集中的に取組むエリアとして絞り込む考えから半径 500m 圏域に絞っています。マスタープランでも施設設定の考え方の中で、半径 500m 圏域と半径 500m～１㎞圏域で抽出ルールを変えており、この境となる半径 500m 圏内から検討した結果、施設数が JR/京成稲毛地区に近くなることから今回のノウハウも十分に活かせると考え、今回の資料のようにしています。

【藤井会長】

JR/京成稲毛地区に比べて千葉都心地区はスケールが 4.5 倍、関係施設も大きく増える中で、委員や事務局の負担も大きくなることが想定されるため、作業イメージを持ち、新しい千葉都心地区での進め方を考えていただければよいかと思います。

皆様の賛同について挙手でお諮りしたいと思います。

（全員、挙手）

全員賛成ということで、また改めてご協力をお願いすることになりますが、引き続きよろしくお願いいたします。

そのほか、委員からの情報提供などがありますでしょうか。

【青木委員】

来年度以降のことについてご承認いただきありがとうございます。バリアフリーマスタープランに基づき各促進地区の地区別バリアフリー基本構想を定めていくことになり、第一弾として JR/京成稲毛地区で実施してまいりました。

千葉都心地区は県都の中心、千葉市の一番の顔であるところに地区別バリアフリー基本構想を作るのは重要なことであると思っています。一番最初にやりたかったのもありますが、地区も広く施設規模も多いことから、まずはちょうどよい大きさの JR/京成稲毛地区でノウハウを積んで活かしていこうということでモデル地区として進めて参りました。経験値を積ませていただいたので、本丸である千葉都心地区を、覚悟を持ってやっていこうと思っています。単年度ではできないと思っていますが、できるだけ早く策定できるように進めていきたいと思います。また、皆さまには何度も足を運んでいただくことになり、ご負担をおかけすることになりますが、ぜひご協力をよろしくお願いします。

【藤井会長】

コロナが落ち着いて、大変だと言いながらもみんなで現地が確認できることを願って、ぜひ、よいものを千葉市の中で作り上げていきたいと思いますので、引き続き、ご協力をお願いいたします。

【小林委員】

バリアフリーマスタープランをみて、第６章で、地区別のバリアフリー方針があり、私が住んでいる大宮台地区の方針を見てみましたが、設定されている区域をみると、地区住民から見ると、生活地域はバスターミナルセンターから南側となっており、逆となっています。

この地図に示されている施設には、千葉市あんしんケアセンター大宮台しかないのですが、東金街道方向には若葉いきいきセンターや千葉市大宮公民館、千葉市大宮公民館図書室、商業施設のウェルシアやスーパーなどがあります。将来的には見直しも必要になるのではないでし

ょうか。住民が安心して生活できるようなプランになると思います。

【事務局】

大宮台地区の指定にあたっては、立地適正化計画の都市能誘導区域に指定されている区域を促進地区に設定しています。生活関連施設の抽出ルールから、半径 500m から 1km 圏域の歩いて行ける施設を選定しています。

大宮台地区での地区別バリアフリー基本構想の策定については未定ですが、バリアフリーマスタープラン自体は中間年の令和７年、最終年の令和 12 年という目標設定をしていて、その時期に適宜見直しすることもありますので、状況に応じて検討していきます。現時点ではマスタープランとして示しているものですが、全く見直せないというものではありません。

【大里委員】

情報提供の１つとして、小学校３年生に向けて福祉講話をやっています。今までは身体障害者、聴覚障害者への理解・促進に向けてが基本でしたが、来年から手をつなぐ育成会で手を挙げさせていただきました。学校側の判断でもありますが、知的障害の取組みとしては一歩進んだと考えております。情報提供させていただきました。

【藤井会長】

実際やってみると、このような結果がでたなど、情報を常に更新して頂けると、新たな情報として伝わってくることになるかと思います。

肢体不自由、視覚、聴覚障害は、かなり特定事業としてフォローアップするところもあるので見えてくるのですが、知的、精神障害の領域へのアプローチは難しいのが現実です。

ある都市で、知的、精神障害の方々へアンケート調査をして、普段、生活関連経路に設定している道路を利用されているのか利用状況など聞き取りを行い、他の障害者と利用状況に違いがあるのかないのかを見てみると、移動特性の違いも見えてきています。

このような情報は些細なことでもよいので、本協議会を通じて発信していただきたいと思います。

【小林委員】

バリアフリー基本構想推進協議会に参加するまでは、この協議会の存在について知りませんでしたが、今回参加してみて、より多くの皆さんに知ってもらいたいという気持ちになりました。これから議論を重ねて一定の形になった時に、市民への情報提供をしていただき、より多くの皆さんに千葉市でのバリアフリーの取組みをお知らせいただけないでしょうか。

【事務局】

我々としても、今回、特定事業の中に啓発という言葉も出てきていますが、この中だけで議論し、終わってしまわないように、取組みを知って、関わりを持ってくれる人を増やすこと、ホームページや市政だより、Twitter など活用して、民間の方や委員のご協力をいただきながら周知に努めてまいりたいと思います。

【藤井会長】

ぜひお願いします。

進行へのご協力ありがとうございました。

5　閉会

【事務局】

長時間のご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、「第７回千葉市バリアフリー基本構想推進協議会」を終了させていただきます。次回に協議会日程については、詳細が決まりましたら改めてお知らせいたします。

本日は、ありがとうございました。